

福岡市本人通知制度事前登録申請書(戸籍関係(戸籍の附票含む))

新規 再申請

令和 年 月 日

(あてはまる方にレ点をつけてください。)

(宛先) 福岡市 区長

本制度の趣旨や裏面の注意事項について承知したので、登録を申請します。

登録希望者	氏名 (通知対象者)*	フリガナ	電話番号	(自宅)	-	-
		印		(携帯)	-	-
	(本人による署名の場合は押印は必要ありません)		生年月日	大・昭・平・令	.	.
現住所 (通知先)*	〒 -					
(登録単位中) 市内 最新本籍 *	福岡市	区	筆頭者*			

※市内最新本籍から遡る、連続した過去の市内本籍(戸籍等)も、まとめてこの1通で申請できます。市外本籍を 挟み、以前の市内本籍(戸籍等)についても登録を希望する場合は、別途申請書が必要です。

法定代理人又は任意代理人が申請する場合は、次の欄にも記入してください。

代理人	代理人の区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人(具体的な関係: )		<input type="checkbox"/> 任意代理人		
	氏名	フリガナ	電話番号	(自宅)	-	-
		印		(携帯)	-	-
(本人による署名の場合は押印は必要ありません)		住所	〒 -			

[注意]

- 登録希望者ご本人による申請の場合は、本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、健康保険証等)の提示(郵送による申請のときは写しの提出)をしてください。
- 法定代理人による申請の場合は、法定代理人の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、健康保険証等)の提示(郵送による申請のときは写しの提出)と、法定代理人であることを確認できる書類(戸籍謄本等)を提出してください。(ただし、本市に備える戸籍簿等により当該事実が確認できる場合は省略可)
- 任意代理人による申請の場合は、任意代理人の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、健康保険証等)の提示(郵送による申請のときは写しの提出)、委任状(原本)及び委任者の本人確認書類の写しの提出をしてください。

以下、区役所処理欄

本人確認書類		代理権確認書類	登録区	区・出
本人分	代理人分		登録区への送付日 (預かりのとき)	
運免・個力・保・年	運免・個力・保・年	委任状	受付日 (登録区到達日)	
その他( )	その他( )	戸籍謄抄本	登録開始日 (受付日の翌開庁日)	

順番(古い順)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
関係区									
連絡票送付									
入力確認									

受付	
裏面写し交付	

課長	係長	係員

## 本人通知制度について (戸籍関係)

### 1 本人通知制度について

本制度は、戸籍等を第三者や代理人(以下「第三者等」という。)に交付した場合に、事前に登録された方(以下「登録者」という。)に対し、通知書を送付することにより交付の事実をお知らせする制度です。なお、登録者と同一の戸籍等に記載されている方であっても、登録者ではない方には通知しません。

※ 第三者等からの戸籍等の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否を登録者にお問い合わせする制度ではありません。

注意 1 戸籍等とは、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)全部(個人・一部)事項証明書、戸籍(除籍を含む。)謄抄本等をいいます。

注意 2 同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系の尊属卑属からの戸籍関係の請求、また、国又は地方公共団体からの請求、その他区長が特別な理由による請求であると認めた請求により交付した場合は、通知の対象となりません。

### 2 事前登録について

- (1) 登録の申請窓口は次のとおりです。  
本籍地(又は本市における最終の本籍地)を管轄する区役所市民課・出張所
- (2) 登録を受け付けた日の翌開庁日が登録開始日です。
- (3) 登録を希望する方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きすることができない場合等、代理人により登録を申請することができます。
- (4) 郵便又は信書便により登録を申請することができます。
- (5) 住所異動や戸籍の届出等により、表面の「\*」がついた登録事項(氏名、現住所、市内最新本籍、筆頭者)に変更が生じた場合は、住所異動や戸籍の届出とは別に、必ず本制度における再申請が必要です。再申請がなされないうちは、新しい戸籍は通知の対象となりません。また、通知書は申請時の住所に送付するため、変更後の住所には送りません。通知書が届かなくなる場合もありますのでご注意ください。
- (6) 登録の有効期間はなく、廃止の届出があるまで継続します。ただし、登録者が死亡又は失踪宣告を受けた場合や、国外に転出した場合、住民票が職権消除された場合等は登録を廃止します。また、(5)の再申請を行わなかったことにより通知書が返戻された場合にも、登録を廃止します。

### 3 通知について

- (1) 登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、登録者本人に対し、通知書を発送します。登録開始日以降に交付したものが通知の対象です。通知は、交付した月の翌月末に発送します。なお、通知時点で(6)に該当した場合は、通知のあて先がないとして、通知書はお送りしません。
- (2) 通知書には、交付年月日、交付した証明書の種別、交付通数及び請求者の区分(「代理人」又は「第三者」)を記載します。

### 4 その他

- (1) 戸籍等の請求をした第三者等の氏名や住所等の情報は通知しません。本制度に基づく通知は、戸籍等を交付した事実を通知するものです。詳しい請求内容を知りたい場合は、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示請求をしていただくことができます。ただし、開示請求を行った場合でも、第三者に係る個人情報は非開示になる場合があります。また、即日の開示はできません。あらかじめご了承ください。
- (2) 本制度は、戸籍等の不正取得による個人の権利又は利益の侵害を防止するとともに不正取得の抑止を図ることを目的とするものです。制度の趣旨を十分ご理解いただき、制度の内容に同意のうえ申請してください。

以下、区役所処理欄

登録開始日

問い合わせ先

